

議案第21号

新居浜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第6条の」を「第6条の規定による」に、「対して、次」を「ついて、当該土地の存する次」に、「区域に対し、同表右欄に定める」を「排水区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる」に改め、同条の表中

「

第5次排水区	269円
--------	------

」を

「

第5次排水区	269円
第6次排水区	339円

」に改める。

第7条第1項中「前条の」を「前条の規定による」に改め、同条第2項中「前項の」

を「前項の規定による」に、「前条の」を「前条の規定による」に改め、同条第3項中「納付期日」を「納期限」に改める。

第10条中「第6条の」を「第6条の規定による」に、「額」を「負担金の額」に、「にいたっている」を「が到来している」に改める。

第12条中「納付期限」を「納期限」に、「負担金額」を「負担金の額」に、「納付期日」を「納期限」に、「14.5パーセント」を「14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、やむを得ない理由があると認められる者については、第1項に規定する延滞金を減額し、又は免除することができる。

附則に次の1項を加える。

3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.01パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の表の改正規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づく第6次排水区に関する事業計画の変更の告示の日又は下水道法（昭和33年法律第79号）第6条の規定に基づく第6次排水区に関する事業計画の変更の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の表の規定は、前項ただし書に定める日以後に賦課する受益者負担

金について適用する。

提案理由

公共下水道事業計画の変更に伴い、新たに事業認可を受ける排水区域の下水道事業受益者負担金の単価を定めるため、及び下水道事業受益者負担金の延滞金について、市税の延滞金に係る軽減措置等に準じた特例を定めるため、本案を提出する。